

令和8年度 鹿屋高等学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめ問題への学校の目標

(1) 本校の方針

家庭及び地域との連携・協力体制をとり、全職員一丸となって教育活動を積極的に推進することで、生徒に、環境・人権・平和などについての理解を深めさせるとともに、豊かな人間性・社会性を醸成し、知・徳・体のバランスのとれた三星健児を育成する。

(2) 学校の目標

教育活動全般を通して、生命や人権を大切にす教育を実践することで、『いじめは人間として絶対に許されない』理解を深め、いじめを許さない学校づくりに努める。また、いじめに繋がる些細なことも見逃さないよう、家庭や地域と連携し、組織的に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 名称 いじめ防止等対策委員会

(2) 構成員

校長・教頭
生徒支援主任
学年主任（3名）
養護教諭 [計7名] 内容に応じて学級担任・部活動顧問

(3) 活動内容

- ① 年間を通した取組等についての検討
- ② いじめ問題の未然防止、早期対応
- ③ 教職員の資質向上のための校内研修

3 学校の取組

(1) 未然防止のための取り組み

- ・教育活動全般を通して、生命や人権を大切にす教育の実践
- ・生徒活動（フレンドシップウィーク、生徒会活動など）の支援
- ・情報モラルの指導の充実
- ・いじめに対する理解及び生徒の変化を見逃さないための職員研修等の実施
- ・家庭、地域との連携

(2) 早期発見のための取り組み

- ・生徒対象の学校生活アンケート調査
- ・教育相談の充実
- ・教師間の情報の共有
- ・スクールカウンセラーの活用

(3) 早期解決のための取組

- ・いじめの事実の有無の確認
- ・被害者、加害者への適切なケア及び指導
- ・保護者との連携
- ・スクールカウンセラーの活用及び関係機関との連携

(4) 各機関との連携

- ① P T Aとの連携：学級P T A，学年P T A，P T A総会の活用
教育相談，家庭訪問（随時）
- ② 県教育委員会との連携：指導主事の派遣及び助言
いじめ問題解決チームの派遣及び助言
研修等への講師派遣
- ③ 関係機関との連携：警察，児童相談所など

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより在籍する生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

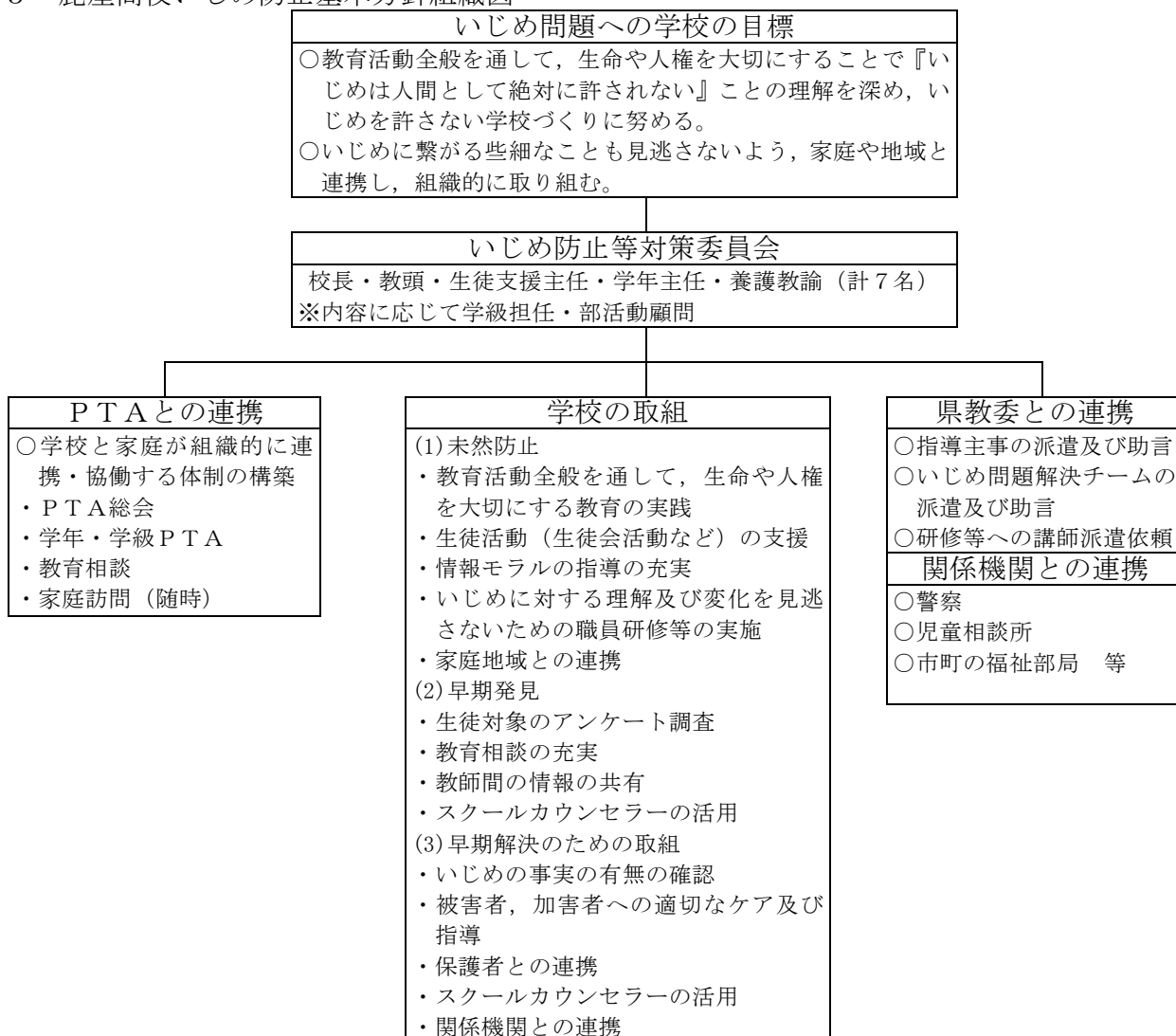
重大な被害とは
 いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば
 ○ 生徒が自殺を企画した場合
 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
 ○ 金品等に重大な被害を被った場合
 ○ 精神性の疾患を発症した場合 (いじめの防止等のための基本的な方針から)

- ② いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

相当の期間とは
 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
 ただし、生徒が、一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
 (いじめの防止等のための基本的な方針から)

- (2) 報告
 重大事態が生じた場合、県教育委員会及び知事に速やかに報告する。
- (3) 調査等
 いじめ防止対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査により明らかになった事実を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して説明する。この情報提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

5 鹿屋高校いじめ防止基本方針組織図



6 年間計画

	生徒関係	職員関係	検証関係
4月	教育相談期間 スマホ講演会	いじめ防止基本方針説明	年間活動計画の検討
5月	学校生活アンケート①		
6月	いじめ問題について考える週間 いじめ問題について考える 統一LHR①	職員研修 (ゲートキーパー)	
7月	学校楽しいーと① SOSの出し方講座(1・2年)		1学期の総括 調査結果の検証・共有
8月			調査結果の検証・共有
9月	教育相談期間 学校生活アンケート② SOSの出し方講座(3年)		
10月			
11月	いじめ問題について考える週間 いじめ問題について考える 統一LHR② 学校楽しいーと②		
12月			調査結果の検証・共有 2学期の総括
1月	教育相談期間 学校生活アンケート③		
2月	いじめ問題について考える 統一LHR③ 学校楽しいーと③		調査結果の検証・共有
3月			年間の総括 次年度の計画

情報モラル
(授業の中で年間を通して)

生徒支援企画
(毎週)

事業発主の対応